

お手続きはこちらから

初めて利用

利用者登録済み



スマホ・タブレット

パソコン



や



で

# 住居表示の届出ができます。

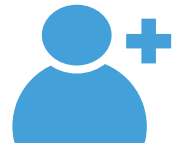
簡単! /

## 4STEPで完了

※詳しくは裏面をご覧ください。

Step 1

e-KOBEの利用者登録



Step 2

建物情報の入力



Step 3

図面書類のアップロード



Step 4

郵送料金の支払い



オンラインID決済 (PayPay, LINEPay) も、利用できます。

※2023年7月3日より

長田区で先行実施中

e-KOBEによる届出は

## 長田区内の建築物のみ可能です。

 長田区以外の建築物の届出については、各区役所の窓口で提出、または郵送にてお手続きください。

## 利用者登録

🔍 e-KOBE

検索

トップ画面の **新規登録** ボタンから登録してください。

登録後、「申請できる手続き一覧」から「**住居表示届出**」を検索してください。

カテゴリ:[住まい・水道・下水道] → [住宅・建築]

※検索後、**通知書の受取方法**から手続きを選択してください。

・**クレジットカード・オンラインID決済**

・窓口受取

・返信用封筒



## 建物情報の入力

画面の案内に従って、必要事項を選択・入力してください。

入力の流れは以下のとおりです。

1. 住居表示実施地区の確認
2. 建物名称、または所有者の入力
3. 建物所在地、構造、用途の入力
4. 図面書類のアップロード



## 図面書類のアップロード

位置図、配置図、平面図をアップロードしてください。

※位置図は、隣や周辺の建物が確認できる程度のものがが必要です。

※配置図・平面図は、建物の大きさや形、周辺道路や隣地境界線との距離が確認できるものがが必要です。

※出入口の位置および出入口から公道へ出る動線を記入してください。

## 郵送料金の支払い

住居表示番号の決定通知書とプレートを、区役所から郵送します。

郵送にかかる料金をご連絡しますので、**クレジットカード決済・オンラインID決済 (PayPay、LINEPay)** によるお支払いをお願いします。

領収書の発行はできません。